

焼津市子ども家庭相談システム機能確認表

提出者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

- ・対応可から対応不可までの該当項目に「○」、オプション、カスタマイズ又は代替提案の場合は備考欄に説明を記載すること。
- ・対応可とは、パッケージにおいて対応しているものをいう。
- ・必須・希望項目についてカスタマイズ等の場合、費用が発生する場合は、その費用も併せて記入すること。（提案価格には当該費用も含めること）

項目	No.	機能説明	必須項目	希望項目	確認事項欄					
					対応	代替	一部対応	対応不可	費用	備考
システム要件	1	クライアントパソコンに特定のソフトウェアをインストールする必要がなく、InternetExplorer11、Edge(Chromium版)、Chromeのうち2つ以上のブラウザ上で動作するWebシステムであること。	○							
	2	複数の自治体で安定稼働するパッケージシステムであること。		○						
	3	データのバックアップ取得日を画面上で確認できること。								
	4	不必要な入力項目は、非表示に設定ができ画面上から非表示になること。		○						
	5	提供する外字ファイルの表示・印字がおこなえること。	○							
	6	軽微な帳票修正は、Excelを用いて帳票の修正ができること。		○						
	7	児童・家族・ケース情報などの入力項目は、厚生労働省の情報共有システムとのデータ連携が図れる様、すべての入力項目が備わっていること。	○							
トップ画面	8	児童本人または家族のいずれかに住基異動が生じた場合、お知らせ機能に表示できること。		○						
	9	概ね1ヶ月以内に出産予定の特定妊婦をお知らせ画面に表示できること。		○						
	10	虐待・相談ケースの状況が円グラフや棒グラフなどで表示されること。 ※トップ画面でなくてもよい。		○						
	11	フリーワード検索がおこなえること。		○						
検索	12	児童の氏名、フリガナ、生年月日、携帯電話番号などを条件に検索できること。		○						
	13	児童名等により過去に照会があった児童の検索がおこなえること。		○						
住基等連携	14	住民基本台帳と連携し、一度に児童と家族の基本情報の入力がおこなえること。		○						
	15	連携後に児童から見た続柄に変更又は住基続柄とは別に管理できること。		○						

	36	主訴、生活状況、家族歴、生育歴、福祉サービスの利用状況について登録ができること。		○								
	37	虐待相談の場合、通告者の情報が登録できること。		○								
	38	関係機関に関する情報が登録できること。		○								
	39	相談受付時から終結に至るまでケースの履歴管理ができること。		○								
	40	職員にて管理項目を追加できること。		○								
経過記録	41	経過記録に日付、対応者などの情報を付加できること。		○								
	42	過去の対応経過を時系列に表示し確認できること。		○								
	43	経過記録は8,000文字程度まで入力できること。また、入力画面と印刷画面は文字の折り返し位置や改行位置がしっかり揃う様、画面表示がおこなえること。		○								
	44	分類（電話、面接、ショートステイ、一時保護など）により経過記録の絞り込み検索がおこなえること。		○								
	45	兄弟入力が容易な操作で登録・編集・削除することができること。		○								
	46	兄弟入力したケースも対応したと扱い、トップ画面上に表示できること。		○								
	47	経過記録の印刷がおこなえること。		○								
援助方針	48	決定した処理内容（受理、継続指導、助言指導、終結、送致など）を登録できること。		○								
	49	処理内容が送致や移管だった際、送致書、ケース移管書、終結の項目入力がおこなえること。また、入力内容より送致書や移管書の作成ができること。		○								
	50	援助方針の履歴が管理できること。										
	51	処遇（対応）の格付け入力欄（対応の頻度によりAAからEまで）を設け、ケース情報として表示すること。		○								
会議	52	会議の実施日、会議への出席者などの情報登録がおこなえること。										
	53	兄弟の場合、ひとつの議事録を複数人で共有できること。										
	54	要保護児童対策地域協議会の実務者会議等で使用するケース進行管理表の作成がおこなえること。		○								
	55	他の課の所管する乳幼児部会・学齢児部会のケース情報のExcelデータを要保護児童対策地域協議会リストに取り込めること。		○								

福祉行政報告例	56	福祉行政報告例（43、44、45、49の2）の集計がおこなえること。	○								
	57	福祉行政報告例の集計欄に未入力の子童を検索することができること。									
	58	福祉行政報告例の集計対象ケースを一覧で出力できること。		○							
報告書作成	59	相談種別延相談件数等に関する月報が作成できること。		○							
	60	相談人数・相談件数について年度毎、月毎の比較ができること。		○							
	61	相談種別、年齢別等の統計加工ができるよう複数年度の登録データの管理ができること。		○							
関係機関照会情報	62	児童相談所や警察等から問い合わせのあった児童の照会内容を登録できること。		○							
情報共有システム連携	63	厚生労働省が構築する「要保護児童等に関する情報共有システム」が提供する所定形式のCSVファイルを出力し、電子媒体を使用して情報共有システムと連携できること。	○								
	64	CSVファイルに出力する項目を選択できること。		○							
	65	終結ケースや住民票発行制限の対象者をCSV出力の対象者にするか選択（しないことが）できること。		○							
	66	CSVファイル出力は、自動および手動の双方に対応していること。		○							
	67	CSVファイルの出力履歴を管理できること。また履歴より過去に出力したCSVファイルを再度出力できること。		○							
	68	ユーザーごとに情報共有システムとの連携に関する各機能の使用可／不可の設定がおこなえること。									
その他	69	ユーザーID・パスワードによるログイン認証機能を有していること。また、アクセス可能な相談種別やデータへのアクセス制御の設定が行えること。	○								
	70	データの自動バックアップができること。		○							
	71	誤って削除したケースを復元する機能を有していること。		○							

